

答 申 情 第 1 6 4 号
令 和 5 年 7 月 1 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年11月28日付け行コ第9号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定個人から要請を受け行った調査の記録の公文書公開請求拒否決定事案（諮問情第268号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年7月26日、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下のとおり、公文書の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。

●●が2022年4月13日付けで出した要請書に基づく西京区役所生活保護課に対する調査に係る一切の文書（文書全体が条例第7条各号に該当すると思慮されるものも含む）

- (2) 処分庁は、本件請求に対して、条例第9条第1項及び第10条第2項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年8月4日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

公開請求を拒否する理由

請求対象文書の存否を答えるだけで、特定の個人が要請書を提出した事実の有無が分かることとなり、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるので、当該文書の存否を答えることはできないが、仮にあるとしても、条例第7条第1号及び第6号に規定する非公開情報に該当するため。

- (3) 審査請求人は、令和4年10月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 公益通報制度について

本市では、京都市市長部局等における内部通報等の処理に関する要綱（以下「要綱」という。）を平成18年4月1日に施行し、市長部局等を労務提供先とする職員（地方公務員法第3条第2項又は第3項第3号に規定する職員をいう。）又は労働者（職員を除く）（以下「職員等」という。）からの公益通報制度（以下「内部通報」という。）を

設けている。

職員等は市長部局等について、公益通報者保護法（以下「法」という。）に規定する通報対象事実又は法令に違反する事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報を行うことができる。

内部通報及び内部通報に関する相談の処理をするために、公益通報処理窓口（以下「通報窓口」という。）を行財政局に設置し（要綱第3条1項）、加えて、通報相談員（以下「相談員」という。）として市長が選任した弁護士資格を有する者を設置することとしている（要綱第4条）。

通報窓口又は相談員が通報を受けた場合、行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）では、まず内部通報の要件を満たすか否かを確認し（要綱第6条第1項各号）、要件を満たす場合、通報者が特定されないよう十分に配慮して通報に係る事実確認のために関係する局区等の監察主幹に対し、事実関係の調査を依頼する（要綱第7条第1項）。

次に、局区等の監察主幹は、通報対象事実等の有無について調査し、コンプライアンス推進室に対し調査結果の報告を行う。

なお、職員等以外の市民等からの通報があった場合も、同様の対応をすることとしている（要綱第10条）。

当該内部通報については、法において通報者の保護を図るものとしており（法第1条）、職員及び相談員は、正当な理由なく、内部通報の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとしている（要綱第14条第1項）。

(2) 本件請求に係る公文書について

公文書公開請求書（以下「請求書」という。）によると、審査請求人は、令和4年4月13日付けで特定の個人から受理した要請書に基づき、西京区役所生活福祉課に対して行った調査に係る一切の公文書を求めていることから、本件請求に係る公文書は、職員等又は市民等による内部通報を受けて実施した調査に関する一切の文書であると考えられる。

(3) 本件請求に係る文書の存否の応答が条例第7条第1号に該当することについて

本件請求は、上記のとおり特定の個人を名指しし、当該個人が提出した要請書に基づき実施した調査に係る文書を請求するものであるため、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、請求書に記載された特定の個人が本市に何らかの要請書を提出した事実の有無が明らかになる。このような情報は、特定の個人が識別されるもののうち、当該個人にとって、通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものと判断した。

(4) 公文書公開請求拒否決定通知書における理由付記について

審査請求人は、本件処分に係る決定通知書の理由付記に不備がある旨主張するが、当該通知書において本件請求に係る文書の存否を答えることにより明らかになる情報を記載したうえで、当該情報が非公開情報であるとの判断を行った根拠が条例第7条

第1号である旨記載しているのであるから、審査請求人は、いかなる根拠で本件処分を行ったのかについては了知し得るものといえる。

したがって、本件処分の理由付記について、本件処分を取り消すべき重大な瑕疵はないと判断する。

- (5) 以上の理由から、公文書公開請求拒否決定処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市手続条例第9条において理由の記載が要求されているところ、その趣旨は行政庁の恣意的な判断を抑止するとともに、処分の相手方に不服申し立ての便宜を図るためであり、いかなる事実関係に基づいていかなる処分をなされたかを処分の相手方から了知できる程度の記載の必要がある。
- (2) 条例は原則として開示が求められているのであるから、条例における公文書公開請求拒否決定処分については、いかなる非開示事由に該当するかを処分の相手方から了知できる程度の記載でなければならない。
- (3) 本件では、処分者は当該処分について資料※のとおり非開示事由に該当すると考えているところ、当該処分の決定通知書には当該処分について条例第7条第1号に規定する非開示事由に該当するとして記載されておらず、この点に理由の記載の不備がある。

よって、当該処分は京都市手続条例第9条違反があり、取り消されるべきである。

※ 審査請求人が別に行った公文書公開請求で公開を受けた公文書を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件審査請求について

審査請求人は、本件処分における処分の理由の記載不備を主張しているため、当審査会では、その点について以下検討する。

- (2) 本件公文書について

審査請求人は、処分庁が令和４年４月１３日付けで特定の個人から受理した要請書に基づき、西京区役所生活福祉課に対して同区役所監察主幹が行った関係職員への事実確認等を含む調査に係る一切の公文書を求めている。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、本件処分の決定通知書において、本件請求に係る文書の存否を答えることにより明らかになる情報を記載したうえで、当該情報が非公開情報であるとの判断を行った根拠が条例第７条第１号である旨記載しており、審査請求人は、いかなる根拠で本件処分を行ったのかについては了知し得るものであるから、本件処分の理由付記について本件処分を取り消すべき重大な瑕疵はないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件処分の決定通知書には条例第７条第１号に規定する非公開事由に該当するとは記載されておらず、この点に理由の記載の不備があると主張する。

ウ 一般に、法令に行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和３６年（オ）第８４号同３８年５月３１日第二小法廷判決）。

条例第１０条第３項においては、実施機関が非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない旨を規定している。当該規定は、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。

このような趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者において条例第７条各号所定の非公開情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

エ 公文書公開請求に対しては、公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則である中で、公文書公開請求拒否決定は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第７条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するものである。

オ 本件処分に係る決定通知書には、公開請求を拒否する理由として、「請求対象文書の存否を答えるだけで、特定の個人が要請書を提出した事実の有無が分かることとなり、条例第７条第１号に規定する非公開情報を公開することとなる」と記載されている。当該記載は、本件対象文書の存否を答えるだけで公開することとなる情報が条例第７条各号に規定するいずれの非公開情報に該当するのか、また当該事由に該当すると判断した具体的な理由を示していると認められる。

したがって、当審査会としては、本件処分に係る決定通知書の理由付記について、処分を取り消さなければならない程度の不備があるとは認められないと判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年11月28日 諮問

令和5年 1月 6日 諮問庁からの弁明書の提出

6月21日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第3回会議）

7月19日 審議（令和5年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）